

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農薬取締法（昭和23年法律第82号、以下「法」という）に基づき、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用について必要な事項を定めることにより、農薬による被害の防止と環境の保全を図る事を目的とする。

第2条 この要綱において「農薬」とは、法第2条第1項及び2項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者をいう。

(農薬使用計画書の提出)

第3条 ゴルフ場において農薬を使用とするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第5条に基づき農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録農薬の使用)

第4条 病虫害の防除等に使用する薬剤については、法第3条及び第34条第1項の規定に基づいた登録農薬又は特定農薬を使用しなければならない。

(表示事項の遵守)

第5条 農薬の使用に当たっては、適用作物、使用方法、使用上の注意事項等、法第16条の規定による表示事項を遵守しなければならない。

(危害の防止)

第6条 農薬の使用に当たっては、気象、地形等の環境条件を考慮し、人畜、生活環境動植物、周辺環境等に被害を及ぼさないよう、十分な危害防止対策を行わなければならない。

(農薬管理責任者)

第7条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理のために農薬管理責任者を置き、様式第1号により知事に報告するものとする。また、報告した事項に変更を生じたときも同様とする。

(農薬使用状況の記録)

第8条 事業者は、農薬の使用状況について様式第2号より記録し、3年間保存するものとする。

(農薬の使用状況の報告)

第9条 事業者は、毎年2月末日までに、前年の農薬の使用状況について、様式第3号により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告のほか、必要に応じて事業者から報告を求めることができるものとする。

(農薬の購入)

第10条 事業者は、農薬を購入するときは、法第3条の規定による登録を受けた製造者又は輸入者、又は法第17条の規定による届出をした農薬販売者から購入するものとする。

(農薬の適正な保管管理)

第11条 事業者は、農薬を保管・管理する場合には、専用の保管庫等を設けて、農薬の盗難、紛失、飛散、流失等を防止しなければならない。

(農薬危害防止講習会への参加)

第12条 事業者は、農薬管理責任者等の関係者を農薬危害防止講習会等に参加させ、資質の向上に努めるものとする。

(水質の監視及び測定)

第13条 事業者は、調整池等において魚類を飼育するなど、水質汚濁等の状況を監視する。

2 事業者は、調整池又は排水口で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について毎年、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果の記録を3年間保存するものとする。

3 知事は、必要に応じ、前項で規定する測定結果について、事業者から報告を求めることができるものとする。

(農薬による事故等の報告)

第14条 事業者は、農薬による事故が発生したとき又は発生するおそれがあると認められるときは、その旨を直ちに管轄する関係機関に報告するとともに、原因を究明し適切な措置を講ずるものとする。

(立入調査等への協力)

第15条 事業者は、県が農薬の使用状況に関し、業務並びに帳簿及び書類その他必要な物件について立入調査を行うに当たり、協力するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月2日から施行する。